

鹿児島市子育て支援施設における広告付デジタルサイネージ式情報掲示板設置及び運用業務における企画提案競技実施要領

1 業務の名称

鹿児島市子育て支援施設における広告付デジタルサイネージ式情報掲示板設置及び運用業務

2 業務の内容

本市の子育て支援施設に広告付デジタルサイネージ式情報掲示板を設置し、市政情報や子育てに関する情報のほか、民間企業等の広告情報を募集のうえ掲載し、本市に広告料等を納付する。

3 協定期間

令和8年9月1日から令和13年8月31日まで（予定）

4 企画提案競技参加資格・企画提案競技参加申込書の提出

令和8年6月8日付け告示777号のとおり

5 質疑応答

(1) 質問方法

質問内容を別紙「質問書（様式第3）」に記載し、件名を「企画提案競技に関する質問」とし、電子メールで送信すること。

(2) 質問受付期限

令和8年6月15日（月）午後3時まで（期限厳守）

(3) 質問先

メールアドレス：kodo-kouryu@city.kagoshima.lg.jp

(4) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和8年6月18日（木）までに、本市ホームページに掲載する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式）

※別添の「企画提案書」及び「企画提案書記載要領」を参考にしてください。

② 設置する機器などのカタログ（仕様・寸法、消費電力等がわかるもの）

(2) 形式等

原則としてA4判縦とすること。ただし、図表等をA3判として折り込むことは可。

(3) 提出部数

正本1部、副本8部

※副本には事業者名及び職員名を記載しないこと。

(4) 提出期限

令和8年7月21日（火）午後3時まで（必着）

(5) 提出方法

直接持参又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は必着

(6) 提出先

鹿児島市与次郎一丁目10番17号

鹿児島市こども未来局こども政策課交流係（すこやか子育て交流館3階）

電話 099-812-7740

7 受託候補者の選定

鹿児島市こども未来局における業務委託等契約業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、企画提案書とプレゼンテーションの内容を審査し、その結果を基に総合的に評価を行い選定する。

(1) プレゼンテーション審査

参加者は、提出した企画提案書の内容に基づきプレゼンテーションを行う。

① 日時：令和8年7月下旬（予定）

② 場所：鹿児島市役所（詳細は未定）

③ 留意事項

ア 開催日時、場所等の詳細は別途通知する。

イ プレゼンテーションは提出された企画提案書に基づいて説明するものとし、追加資料の提出及びスクリーンに映しての説明は認めない。

(2) 審査項目及び評価基準

提案内容の審査項目及び評価基準は次のとおりとする。評価項目ごとに評点を付け、評点総数が全体の6割以上の者のうち、最高得点者を選定する。

審査項目	評価基準	配点
業務遂行能力	・類似機器の設置運用実績	10点
広告	・広告料提案額 ・広告内容の内部審査方法 ・問い合わせへの対応	40点
機器設置	・設置機器の仕様 ・設置体制（スケジュール、人員体制） ・機器の落下や破損防止対策 ・職員等への操作説明	30点
機器等の維持管理	・機器の保守管理体制 ・故障時の対応	10点
その他	・行政情報、子育てに関する情報の放映枠数、放映方法 ・その他創意工夫	10点
合 計		100点

(2) 選定結果の通知

選定結果は、個別に通知する。なお、選定結果に関する異議の申し立ては一切認めない。

(3) その他

業務の実施にあたっては、鹿児島市と十分協議して進めることとし、企画案に関する必要な修正については必ず応じること。

8 企画提案競技日程

以下の日程で行うこととする。なお、予定とあるものはおおむねの日程を示すものである。

内容	日時
(1) 質問受付期限	令和8年6月15日(月)午後3時
(2) 質問回答	令和8年6月18日(木)(予定)
(3) 参加申込書提出期限	令和8年6月26日(金)午後3時
(4) 参加資格決定通知	令和8年7月3日(金)(予定)
(5) 企画提案書提出期限	令和8年7月21日(火)午後3時
(6) プレゼンテーション審査実施通知	令和8年7月24日(金)(予定)
(7) プレゼンテーション審査(選定委員会)	令和8年7月下旬(予定)
(8) 選定結果通知	令和8年8月上旬(予定)
(9) 協定の締結	令和8年9月1日(予定)
(10) 広告掲載申込書の提出締切	令和8年9月下旬(予定)
(11) 機器の設置期限	令和8年10月中旬(予定)
(12) 運用開始	令和8年11月1日(予定)

9 行政財産目的外使用許可及び協定の締結

- (1) 選定された者は、細部について協議を行ったうえで、行政財産目的外使用許可の申請及び協定の締結を行う。
- (2) 機器の設置に係る行政財産目的外使用料について、広告料及び電気使用料を広告料とは別に支払うものとする。
- (3) 選定された者が告示の資格要件を満たさなくなった場合や辞退した場合又は協議が整わない場合は、協定の締結は行わない。この場合は、次点の者と交渉を行うものとする。

10 広告取扱の指針、基準等

広告掲載については、「鹿児島市広告掲載等指針」、「鹿児島市広告掲載等基準」その他本市が定める規程により行う。

11 その他

(1) 企画提案競技の延期等

企画提案競技を公正に執行することができない状態にあると認めるとき及び不慮の都合により、当該企画提案競技を延期し、又は、これを中止することがある。

なお、延期、中止した場合においても、当該企画提案競技への参加のためにそれまで要し

た費用については、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。

(2) 無効となる提案

提案が以下の条件の一つに該当する場合には、無効とする。

- ① 企画提案競技に参加する資格が認められない者が行ったもの
- ② 本実施要領に違反している又は適合しないもの
- ③ 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの
- ④ 金額、氏名その他重要な文字・語句が誤脱したもの又は不明確なもの
- ⑤ 本要領に定められた以外の方法により関係者に直接、間接を問わず連絡を求めたもの
- ⑥ 審査や評価の公平さに影響を与える行為があったと認められる者が行ったもの

(3) 説明義務等

企画提案競技参加者は、提出書類等の内容に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 提出書類の取扱い

提出書類の取扱いは、次の各号による。

- ① 提出書類は、返却しない。
- ② 企画提案競技参加者が当該企画提案競技参加に要した費用は、全て当該企画提案競技参加者が負担するものとする。
- ③ 提出書類は、審査及び説明の目的に限り、その写しを作成し、使用することができるものとする。
- ④ 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがある。
- ⑤ 前号により公表する場合、提出書類の写しを作成し、使用することができるものとする。
- ⑥ 提出後の書類の変更、差し替えは、認めない。
- ⑦ 提出書類は、鹿児島市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、不開示情報を除いた情報を公開することがある。